

第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務委託公募型プロポーザル 募集要領

この要領は、第77回全国植樹祭奈良県実行委員会（以下「実行委員会」という）が「第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

全国植樹祭は、昭和25年以来毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化推進運動の中心的行事である。

令和9年春（2027年）に奈良県で第77回全国植樹祭を開催するにあたり、ユーザー視点で利用しやすいWebサイトを制作・運用することにより、開催に向けた取組や各種募集を広く効果的に情報発信することを目的とする。

2 委託業務の内容等

- 業務名 第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務
- 実施期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 業務内容 別添「第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり
- 委託料 3,576,100円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

3 スケジュール（予定）

内容	日付
募集要領の公表	令和7年2月7日(金)
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和7年2月17日(月) 午後5時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和7年2月20日(木) 午後5時
参加表明書の提出期限	令和7年2月28日(金) 午後5時
企画提案書の受付期限	令和7年3月18日(火) 午後5時
書面審査	令和7年3月下旬
審査結果の通知・公表	令和7年3月下旬
業務委託契約の締結	令和7年4月上旬
中間報告(Webサイトの公開等)	令和7年5月中旬～下旬
業務完了・成果品の提出	令和8年3月

4 参加資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q2」電算業務及び登録されている者（企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者）であること。

- (2) 平成 30 年度以降において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務（Webサイトの制作および運用業務）の履行実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、奈良県環境森林部森林環境課のホームページからダウンロードし入手すること。

なお、森林環境課の窓口及び郵送での配布は行わない。

URL <https://www.pref.nara.jp/1672.htm>

6 プロポーザル等に関する質問プロポーザル等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式 4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 17 日(月)午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 第 77 回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局

・メール宛先 kyousei@office.pref.nara.lg.jp

・メール件名 下記のとおりとすること

【法人名】(質問) 第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務

- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年2月20日(木)午後5時までに、参加表明書提出者全員に電子メールにより送付するとともに、奈良県森林環境課ホームページにて公表する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する

7 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、以下により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書兼誓約書(様式1)	1部
②会社概要(任意様式)	1部
③類似・関連事業の実績一覧表(様式3)	1部

※②については、既存のパンフレット等も可とする

- (2) 提出期限 令和7年2月28日(金)午後5時まで(必着)

- (3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とすること。

- (4) 提出先 〒630-8501

奈良県登大路町30番地

第77回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局

(奈良県環境森林部森林環境課内)

- (5) 参加申込後の辞退

参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、令和7年3月14日(金)午後5時までに参加辞退届(様式2)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書(様式5および任意様式)	6部
②実施フロー(様式6)	6部
③費用見積書(任意様式)	6部
④事業の統括責任者・従事予定者一覧表(様式7)	6部

※③については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

- (2) 提出期限 令和7年3月18日(火)午後5時必着

- (3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とすること。

- (4) 提出先 上記7(4)と同じ

- (5) 提出書類の記載要領

①企画提案書(様式5および任意様式)

様式5を表紙とし、以下について記載した任意様式の提案内容を付すこと。

ア Webサイトのデザイン・機能

- ・ トップページイメージ図
(パソコン、スマートフォン端末、それぞれの図)
- ・ ユニバーサルデザインやユーザビリティおよびアクセシビリティ等、ユーザーにとって使いやすいWebサイトとなるように配慮したポイント
- ・ その他、独自の企画提案

イ Webサイトの管理・運用方法

- ・ CMSの導入および操作マニュアルの作成等について、専門知識を持たない職員でも簡易な更新を行えるようにする工夫等について
- ・ 運用開始後のサポート体制等について
- ・ サーバーの規格及び設置場所
- ・ サーバー設置場所のセキュリティ対策、コンピュータウイルス等の外部からの攻撃等への対策について
- ・ 大会期間中のアクセス集中への対策について

②実施フロー（様式6）※任意様式でも可

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、実施体制等を記載すること。

③費用見積書（任意様式）

ア 企画提案書に基づきWebサイトを制作・運用する経費を算出し、見積書を提出すること。

イ 以下の積算内訳を別途添付すること。

- ・ Webサイト制作に係る経費
- ・ 運営に係る経費（月あたりの単価）
- ・ レンタルサーバーの場合は、レンタルに係る経費（自社サーバーの場合は不要）

なお、様式5に記載する「商号又は名称」欄以外に、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。

9 審査及び選定方法

選考方法の詳細は、本実行委員会が設置する審査会で決定する。

企画提案書の審査は、書面審査によることとし、プレゼンテーションは実施しない。審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が3者を超える場合は、10 評価・選定基準等で示す評価項目の⑦⑧による予備審査を行い、上位3者について評価・採点を行う。

また、企画提案者が1者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計を審査員の数で除した点数が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

10 評価・選定基準等

企画提案書の評価項目・評価基準・選定基準は下記のとおり

評価項目		評価基準	配点
企画 提案力 配点 50点	① 業務の理解度	業務の趣旨を理解し、Webサイトの制作および運営方針が明確である。	10点
	② 使いやすいWebサイトの制作	分かりやすいユーザーインターフェースを備えている。 ユニバーサルデザインやアクセシビリティ等に配慮されている。	20点
	③ 事業効果を高める工夫	全国植樹祭開催に関する取組の周知効果を高め、機運醸成を図る工夫が提案されている。	20点
業務 遂行力 配点 40点	④ サイト開設後の更新の行いやすさ・サポート体制	専門知識を持たない職員でも簡易な更新が行えるように工夫されている。 サイト開設後のサポート体制が充実している。	15点
	⑤ サーバーの規格等およびセキュリティ対策	サーバーの規格が十分なものであり、設置場所の安全が確保されている。 外部からの攻撃等に対する対策が十分なものである。	10点
	⑥ 大会期間中のアクセス集中対策	一時的なアクセス集中に対して必要な対策が、具体的に提案されている。	5点
	⑦ 実施体制・業務実績	業務の実施体制、担当者の役割が明確である。 本業務と同種業務に関する十分な実績がある。	10点
見積 価格 10点	⑧ 見積価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれている。 妥当な金額と判断できる範囲内で安価である。	10点
合計			100点

*）審査員の評価点数の合計点を集計し、最高点のものを最優秀提案者とする。ただし、得点が一定基準（各項目得点の5割かつ総得点の6割）に満たない場合は契約として選定しない。

*）最高点の獲得者が2者以上の場合、評価項目のうち「企画提案力」にかかる審査員の評価点数の合計点が高いものを上位とする。

11 公平な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 留意事項

- (1) 参加者が次の①～⑥および下記(2)～(5)のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。
- ①民法（民法 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗の違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する事案を行った場合
 - ②審査等に関する不当な要求を申し入れた場合
 - ③本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ④同一参加者が 2 つ以上の提案書を提出した場合
 - ⑤発表済の内容と酷似した提案を行った場合
 - ⑥その他不正な行為があった場合
- (2) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。書類は最優秀企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、実行委員会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

13 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託契約候補者と提案内容に沿った契約内容についての協議・調整を行い、実行委員会と委託契約候補者の双方が合意に至った場合に委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀企画提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

15 契約保証金

地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定で定める契約保証金として、契約金額の百分の十以上の金額を納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のい

ずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

16 契約条項等

別に定める契約書のほか、奈良県契約規則（昭和 39 年奈良県規則第 14 号）の規定に準
じることとする。

17 問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
第 77 回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局
（奈良県環境森林部森林環境課内）
電話番号：0742-27-8119
電子メール：kyousei@office.pref.nara.lg.jp